

「使用済小型電子機器等再資源化の促進に関する法律」の施行上の課題

1 市町の役割

使用済小型電子機器等を分別して収集し、認定事業者へ引渡すよう努めなければならない。

法第5条第1項

市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

- ・リサイクルの取組が可能な自治体が参加
- ・各自治体の特性に合わせて回収方法を選択
(ボックス回収、ステーション回収、ピックアップ回収、清掃工場への持込み など)
- ・対象品目も各自治体にて選択

2 対象品目・費用負担

市町が分別収集し、事業者へ使用済小型電子機器等を引き渡す場合の条件

区 分	引渡条件	品 目	備 考
特定対象品目	無 償	携帯電話、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、ICレコーダ など	品目は政令で指定する予定で、現在検討中
対象品目 (特定対象品目以外)	逆有償	扇風機、電子レンジ、照明器具、電気ストーブ など	

3 課題

(1) 市町が事業実施する上で、

- ・引渡時の条件(引渡方法、品目ごとの分別の有無 など)
- ・特定対象品目が決まっていない

未定の部分があり、費用や回収品目・体制の検討ができない

(2) 回収品目により、引渡時に、市町に費用負担が生じる

- ・先進的に行われている事例は、有償が多い。
- ・試行で実施を予定している事例も、回収後、売却を予定している。

市町にのみ費用負担が生じるのでは

(3) 個人情報保護対策への配慮

携帯電話など個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる品目に対する対策

4 アンケート調査結果 (H24.10)

別紙 2 - 2 のとおり

【参考】

[使用済小型家電のリサイクルに関するアンケート(環境省：H23.12 実施)]

Q 新制度の指定再資源機関への引渡条件がどのようなとき、使用済電気電子機器の回収もしくは引渡に取り組みますか。(複数回答可)

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1 小型機器を有償引渡、中大型機器を有償又は無償引渡 | 26 市町 |
| 2 電気電子機器全般を無償引渡 | 10 市町 |
| 3 小型機器を無償引渡、中大型機器を処分料を支払って引渡 | 4 市町 |
| | (うち3市町が1も回答) |
| 4 その他(未定など) | 9 市町 |